



# 鳥取県公報

平成 19 年 12 月 25 日(火)  
号外第 175 号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

◇ 条 例	職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例 (職員課) (81) . . . . . 8
	鳥取県出資法人等における給与等の状況の公表等に関する条例の一部を改正する条例 (82) (行政経営推進課) . . . . . 9
	鳥取県税条例の一部を改正する条例 (83) (税務課) . . . . . 10
	鳥取県手数料徴収条例等の一部を改正する条例 (84) (指導管理課) . . . . . 12
	鳥取県青少年健全育成条例の一部を改正する条例 (85) (青少年・文教課) . . . . . 14
	鳥取県立社会福祉施設の設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例 (86) (長寿社会課) . . . . . 23
	鳥取県廃棄物処理施設の設置に係る手続の適正化及び紛争の予防、調整等に関する条例 の一部を改正する条例 (87) (循環型社会推進課) . . . . . 25
	拡声機による暴騒音の規制に関する条例の一部を改正する条例 (88) (警察本部警備第二課) . . . . . 34

## ==== 公布された条例のあらまし ====

## 職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の一部改正について

## 1 条例の改正理由

- (1) 雇用保険法等の一部が改正され、船員保険法による船員の失業等に関する給付制度が雇用保険制度に統合されることとなったことにかんがみ、雇用保険に準拠する失業者の退職手当についても、本年7月に所要の改正を行ったところ。
- (2) その後、日本年金機構法が公布され、雇用保険法等の一部を改正する法律の施行日が改められたことから、(1)の改正の施行日を改める。

## 失業者の退職手当

職員が退職した場合において、退職時に支給された退職手当の額が雇用保険法の失業等給付相当額に満たず、かつ、退職後一定の期間失業しているときに当該失業者に支給する当該差額分の退職手当（制度は雇用保険法に準拠）

## 2 条例の概要

- (1) 船員保険法の規定により失業者の退職手当に相当する給付の支給を受けることとなる者に対して失業者の退職手当を給付することを禁じる規定を削除する改正の施行日を日本年金機構法の施行日（現行 平成22年4月1日）とする。
- (2) 施行期日は、公布日とする。

## 鳥取県出資法人等における給与等の状況の公表等に関する条例の一部改正について

## 1 条例の改正理由

- (1) 鳥取県が資本金等の2分の1以上を出資している法人等（以下「県出資法人等」という。）の運営の透明性を確保するため、県出資法人等に給与等の状況を自ら県民に公表するとともに、知事を通じて鳥取県議会に報告するよう義務付けている。
- (2) 県出資法人等自らの給与等の公表状況にかんがみ、引き続き(1)の措置を行うよう所要の改正を行う。

## 2 条例の概要

- (1) 失効期限（現行 平成20年3月31日）を定めた規定を削る。
- (2) 条例の規定及び実施状況についての検討を平成22年度末を目途に行う。
- (3) 施行期日は公布日とする。

## 鳥取県税条例の一部改正について

## 1 条例の改正理由

- (1) 森林環境の保全及び森林をすべての県民で守り育てる意識の醸成に資する施策に要する費用に充てるため、県民税の均等割の税率の特例として平成17年度から森林環境保全税を課している。
- (2) この税の目的、引き続き施策を実施する必要性等にかんがみ、(1)の適用期間を延長するとともに、税の使いみちの拡大による森林環境の保全を促進するため、(1)の税率を引き上げる。

## 2 条例の概要

- (1) 森林環境保全税による県民税の均等割の税率の特例の期間を、個人にあつては平成20年度から平成24年度までの各年度、法人等にあつては平成20年4月1日から平成25年3月31日までの間に開始する各事業年度等とする。
- (2) 県民税の均等割の税率の特例として均等割の税率に加算する額は、個人にあつては500円、法人にあつては均等割の税率の5パーセント相当額とする。
- (3) 税の使途に、県民の生活を守るために特に重要な役割を果たしている森林を保全し、又は整備するための事業を加える。
- (4) 施行期日は、平成20年4月1日とする。

## 鳥取県手数料徴収条例等の一部改正について

## 1 条例の改正理由

受益と負担の公平の確保を図るため、計量証明に必要な知識経験を有する者の認定のための試験の実施、牛の受精卵の雌雄判別及び県立病院等の診療明細書の交付に係る手数料を新たに徴収するとともに、各種証明書の交付に係る既存の手数料の額を見直す等所要の改正を行う。

## 2 条例の概要

## (1) 鳥取県手数料徴収条例の一部改正

次のとおり新たに手数料を徴収する。

事務の区分	手数料の額
計量証明に必要な知識経験を有する者の認定に係る試験の実施	1件につき5,000円
牛の受精卵の雌雄判別	1個につき21,200円（2個以上の受精卵の雌雄判別を行う場合にあっては、2個目以降は1個につき5,500円）

## (2) 鳥取県立社会福祉施設の設置及び管理に関する条例の一部改正

ア 次のとおり新たに手数料を徴収する。

事務の区分	手数料の額
診療明細書の交付	1通につき420円

イ 次のとおり手数料の額等を改める。

現 行	改正後
通院入院証明書以外の証明書の交付 1通につき1,990円	通院入院証明書及び診療明細書以外の証明書の交付（医師の記載が必要なものに限る。） 1通につき1,990円 通院入院証明書及び診療明細書以外の証明書の交付（医師の記載が必要なものを除く。） 1通につき1,050円

## (3) 鳥取県営病院事業の設置等に関する条例の一部改正

ア 次のとおり新たに手数料を徴収する。

事務の区分	手数料の額
診療明細書の交付	1通につき420円

イ 次のとおり手数料の額を引き下げる。

事務の区分	単 位	手数料の額	
		現 行	改正後
療養費支払証明書の交付	1通につき	1,995円	1,050円

ウ 次のとおり手数料の額等を改める。

現 行	改正後
通院入院証明書、療養費支払証明書及び自動車損害賠償責任保険医療証明書以外の証明書の交付 1通につき1,995円	通院入院証明書、療養費支払証明書、自動車損害賠償責任保険医療証明書及び診療明細書以外の証明書の交付（医師の記載が必要なものに限る。） 1通につき1,995円 通院入院証明書、療養費支払証明書、自動車損害賠償責任保険医療証明書及び診療明細書以外の証明書の交付（医師の記載が必要なものを除く。） 1通につき1,050円

## (4) 施行期日は、平成20年4月1日とする。

## 鳥取県青少年健全育成条例の一部改正について

## 1 条例の改正理由

インターネット及び携帯電話の健全な利用環境の整備、青少年の健全な成長にとって有害なゲームソフト等の規制並びに深夜営業施設への立入りの禁止等の措置を講ずることにより、青少年の健全な育成環境の形成を図るため、所要の改正を行う。

## 2 条例の概要

## (1) 県民の責務

保護者の責務に、青少年に基本的な生活習慣を身に付けさせるよう努めなければならないことを加える。

## (2) 市町村及び県民との協働

県は、市町村及び青少年の育成に携わる関係者、関係団体と協働して施策を実施するものとする。

## (3) インターネット利用環境の整備

ア 保護者及び学校等の青少年の育成に携わる関係者は、有害情報に関する青少年の適切な判断能力を身に付けさせるよう努め、及び青少年の利用に供する端末設備（インターネットを利用することができる端末設備をいう。以下同じ。）にフィルタリングの機能を有するソフトウェアを活用して青少年の有害情報の閲覧等を防止しなければならない（保護者については努力義務）。

イ 端末設備を不特定又は多数の者の利用（学校における教育目的での利用を除く。）に供する者は、青少年の有害情報の閲覧等を防止するために次の措置をとらなければならない。

(ア) 端末設備を不特定又は多数の者の利用に供する者が利用する者の年齢を確認できる場合

利用する者の年齢を確認するとともに、フィルタリングの機能を有するソフトウェアを活用した端末設備を青少年の利用に供すること。

(イ) (ア)以外の場合

フィルタリングの機能を有するソフトウェアを活用した端末設備を不特定又は多数の者の利用に供すること。

ウ 知事は、イに違反している者に対し、改善事項を記載した書類（以下「改善事項報告書」という。）の提出を命ずることができる。

エ ウの命令を受けた者は、当該命令を受けた日の翌日から起算して3月を超えない範囲内において改善に要する期間を定め、かつ、当該命令を受けた日の翌日から起算して30日以内に改善事項報告書を提出しなければならない。

オ ウの命令を受けた者は、エに加えて、3月を超えない範囲内で自ら定める期間内に必要な措置を講じなければならない。

カ 端末設備販売事業者等は、フィルタリングの機能に関する情報その他青少年がインターネットの利用により有害情報の閲覧等を防止するための情報を提供しよう努めなければならない。

キ 携帯電話の販売又は貸付けを業とする者は、インターネットを利用することのできる携帯電話を販売し、又は貸し付けるに当たっては、フィルタリングの機能に関する情報その他青少年がインターネットの利用により有害情報の閲覧等を防止するための情報を提供しよう努めるとともに、フィルタリングの機能が有効な状態のものを販売し、又は貸し付けるよう努めなければならない。

ク インターネットを利用して情報を提供しようとする者は、有害情報を青少年に閲覧等させないように努めなければならない。

## (4) 販売等の自主規制の対象となる図書類の追加

販売等の自主規制対象に、青少年の自殺を積極的に奨励し、その健全な成長を阻害するおそれのある図書類を加える。

## (5) 有害図書類の団体指定方法の導入

知事が指定する団体が青少年に供することが適当でないと認めた図書類で、当該団体が定める方法によりその旨が表示されたものを有害図書類とする方法を加える。

## (6) 青少年の深夜営業施設への立入りの禁止等

ア 深夜にカラオケ店等個室形態の営業施設（以下「深夜営業施設」という。）を営む者は、深夜に当該施設に青少年を立ち入らせ、又はとどまらせてはならない。

イ 深夜営業施設を営む者は、深夜の青少年の立入りを禁止する旨の掲示をしなければならない。

ウ 深夜に営業を営む者（深夜営業施設を営む者を除く。）は、深夜に当該営業に係る施設内及び敷地内にいる青少年に対し、帰宅を促すよう努めなければならない。

(7) 青少年への勧誘行為の禁止

何人も、青少年に対し、キャバレー等の接待飲食等営業又は派遣型ファッションヘルス等の性風俗関連特殊営業において客に接する業務に従事することに勧誘する行為を行ってはならない。

(8) 深夜営業施設に対する立入調査

知事は、その指定した者に、(6)のアの深夜営業施設の営業時間内において当該施設に立ち入り、調査させ、又は質問させることができる。

(9) 罰則の追加

次のとおり新たに罰則を設ける。

違反者	罰則
(3)のエに違反して改善事項報告書を提出しなかった者	50万円以下の罰金
(3)のオに違反して必要な措置をとらなかった者	
(6)のア又は(7)に違反した者	30万円以下の罰金
(6)のイに違反した者	20万円以下の罰金
(8)の立入り又は調査を拒み、妨げ、又は忌避した者	10万円以下の罰金又は科料

(10) 知事は、平成22年度末を目途として、この条例の規定及び実施状況について検討を加え、必要な措置を講ずるものとする。

(11) その他所要の規定の整備を行う。

(12) 施行期日は、平成20年4月1日とする。

鳥取県立社会福祉施設の設置及び管理に関する条例等の一部改正について

1 条例の改正理由

- (1) 県立社会福祉施設の見直しに伴い、母来寮を平成20年3月31日限りで廃止し民営化する。
- (2) (1)に係る入所者処遇の安全確保のため、運営主体となる社会福祉法人に職員を派遣する。

2 条例の概要

(1) 次の表の左欄に掲げる条例について、同表の右欄のとおり改正する。

改正する条例	改正の内容
鳥取県立社会福祉施設の設置及び管理に関する条例	母来寮に係る規定を削る。
公益法人等への職員の派遣等に関する条例	派遣することができる公益法人等に社会福祉法人鳥取県厚生事業団を加える。

(2) 施行期日は、平成20年4月1日とする。

鳥取県廃棄物処理施設の設置に係る手続の適正化及び紛争の予防、調整等に関する条例の一部改正について

1 条例の改正理由

(1) 廃棄物処理施設の設置に係る手続の適正化及び紛争の予防、調整等を図り、もって生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的に、鳥取県廃棄物処理施設の設置に係る手続の適正化及び紛争の予防、調整等に関する条例（以下「条例」という。）に基づき、平成18年1月1日から平成19年12月31日までの間に限り、廃棄物処理施設の設置に係る計画の事前公開、事業者と住民との間での意見調整等の手続（以下「条例手続」という。）を設けることとしている。

(2) 条例手続を経た廃棄物処理施設の設置に関しては紛争が生じていないこと、及び依然として廃棄物処理

施設の設置に関する紛争の発生が懸念されることにかんがみ、対象施設の明確化その他の見直しをした上で、条例手続による紛争の予防、調整等を引き続き行うよう所要の改正を行う。

## 2 条例の概要

### (1) 対象施設の明確化等

#### ア 条例手続の対象となる施設の明確化等

(ア) 条例手続の対象となる施設を知事許可を要するものに限る。

(イ) 条例手続の対象となる行為に施設の位置の変更を加える。

#### イ 関係市町村の範囲の明確化

知事が行う周知計画書の送付等の条例手続の対象となる市町村を施設設置場所の周辺区域が所在するものに限る。

### (2) 市町村の責務規定の削除

県施策への協力等市町村の責務を設けた規定を削る。

### (3) 条例手続を行う時期及び許可の制限等の内容の明確化

ア 知事は、条例手続終了前に廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「法」という。）に基づく設置の許可（変更許可を含む。）申請がなされた場合において、紛争を予防するため必要があると認めるときは、当該申請が法の定める許可基準に適合していないものとして、当該許可をしないものとする。

イ 知事は、条例手続終了前に法に基づく処理業の許可（変更許可を含む。）申請がなされた場合において、紛争を予防するため必要があると認めるときは、当該許可（変更許可を含む。）に係る行為を行う前に条例手続終了通知を受けるべき旨の条件を当該許可に付すものとする。

ウ 知事は、条例手続終了前に法に基づく軽微変更届等がなされた場合において、紛争を予防するため必要があると認めるときは、事業者に対し、条例手続を経よう勧告するものとする。この場合において、紛争が現に生じ、又は生じるおそれがあると認めるときは、併せて、条例手続を終了させるまでの間当該廃棄物処理施設の使用を停止するよう勧告するものとする。

### (4) 処理状況報告の見直し

ア 法に基づき知事への実績報告を求めることとしている産業廃棄物処理施設について、処理状況に係る知事への報告義務を廃止する。

イ 廃棄物処理施設の設置者に廃棄物の処理状況に関する記録を関係住民の閲覧に供する義務を課す。

### (5) 環境影響評価法及び鳥取県環境影響評価条例の対象施設については、条例手続を不要とする。

### (6) 知事は、平成22年12月末を目途として、条例の規定及びその実施状況について検討を加え、必要な措置を講ずるものとする。

### (7) その他所要の規定の整備を行う。

### (8) 施行期日は、公布日とする(6)を除き、平成20年1月1日とする。

## 拡声機による暴騒音の規制に関する条例の一部改正について

### 1 条例の改正理由

条例の施行から約14年が経過した現在、現行の規定では、悪質・巧妙化する違反行為に対し、適切に対処することが困難な状況となっていることから、拡声機による暴騒音の取締りの実効性を高め、地域の平穏を保持するため所要の改正を行う。

### 2 条例の概要

#### (1) 換算測定方法の導入

音源から10メートル未満の地点で測定し、その音量を10メートルの地点における音量に換算する方法を導入する。

#### (2) 警察署長による拡声機の使用停止命令の新設

違反行為の停止命令を受けた者が更に反復して違反行為をした場合には、警察署長は、その者に対し、24時間を超えない範囲内で時間を定め、かつ、区域を指定して、拡声機の使用の停止を命ずることができるこ

ととする。

(3) 警察官による移動命令の新設

複数の拡声機の使用に対する勧告を受けた者がその場所にとどまり、かつ、引き続き暴騒音が生じているときは、警察官は、これらの者に対し、当該暴騒音の発生の防止のために、その場所から移動することを命ずることができることとする。

(4) (2)、(3)に違反した場合は、罰則(6月以下の懲役又は20万円以下の罰金)を適用することとする。

(5) その他所要の規定の整備を行う。

(6) 施行期日は、平成20年2月1日とする。

# 条 例

職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成19年12月25日

鳥取県知事 平 井 伸 治

## 鳥取県条例第81号

職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（平成19年鳥取県条例第52号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
附 則 （施行期日） 1 この条例は、平成19年10月1日から施行する。ただし、第2条及び附則第3項の規定は、 <u>日本年金機構法（平成19年法律第109号）の施行の日から施行する。</u> （経過措置） 2 及び 3 略	附 則 （施行期日） 1 この条例は、平成19年10月1日から施行する。ただし、第2条及び附則第3項の規定は、 <u>平成22年4月1日から施行する。</u> （経過措置） 2 及び 3 略

附 則  
この条例は、公布の日から施行する。

鳥取県出資法人等における給与等の状況の公表等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成19年12月25日

鳥取県知事 平 井 伸 治

### 鳥取県条例第82号

鳥取県出資法人等における給与等の状況の公表等に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県出資法人等における給与等の状況の公表等に関する条例（平成16年鳥取県条例第44号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中項の表示に下線が引かれた項を削り、同表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項を加える。

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>（施行期日）</p> <p>1 略</p> <p>（検討）</p> <p><u>2 知事は、平成22年度末を目途として、この条例の規定及びその実施状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。</u></p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>（施行期日）</p> <p>1 略</p> <p><u>（この条例の失効）</u></p> <p><u>2 この条例は、平成20年3月31日限り、その効力を失う。この場合における経過措置に関し必要な事項は、規則で定める。</u></p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

鳥取県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成19年12月25日

鳥取県知事 平 井 伸 治

### 鳥取県条例第83号

#### 鳥取県税条例の一部を改正する条例

鳥取県税条例（平成13年鳥取県条例第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後		改 正 前	
（個人の均等割の税率の特例） 第53条の19 <u>平成20年度から平成24年度までの各年度</u> <u>分の個人の均等割の税率は、第27条の規定にかかわ</u> <u>らず、同条に定める額に500円を加算した額とす</u> <u>る。</u>		（個人の均等割の税率の特例） 第53条の19 <u>平成19年度分の個人の均等割の税率は、</u> <u>第27条及び第27条の2の規定にかかわらず、第27条</u> <u>及び第27条の2に定める額に、それぞれ300円を加</u> <u>算した額とする。</u>	
（法人等の均等割の税率の特例） 第53条の20 <u>平成20年4月1日から平成25年3月31日</u> <u>までの間に開始する各事業年度若しくは各連結事業</u> <u>年度又は法第52条第2項第3号若しくは第4号の期</u> <u>間に係る法人等の均等割の税率は、第41条の規定に</u> <u>にかかわらず、同条の表の法人等の欄に掲げる区分に</u> <u>応じ、それぞれ同表の税率の欄に定める額に次の表</u> <u>の法人等の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の</u> <u>加算額の欄に定める額を加算した額とする。</u>		（法人等の均等割の税率の特例） 第53条の20 <u>平成17年4月1日から平成20年3月31日</u> <u>までの間に開始する各事業年度若しくは各連結事業</u> <u>年度又は法第52条第2項第3号若しくは第4号の期</u> <u>間に係る法人等の均等割の税率は、第41条の規定に</u> <u>にかかわらず、同条の表の法人等の欄に掲げる区分に</u> <u>応じ、それぞれ同表の税率の欄に定める額に次の表</u> <u>の法人等の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の</u> <u>加算額の欄に定める額を加算した額とする。</u>	
	法人等		法人等
	加算額		加算額
	(1) 資本金等の額が50億円を超える法人（保険業法に規定する相互会社以外の法人で資本金の額又は出資金の額を有しないもの及び法第52条第2項第3号に規定する公共法人等を除く。（2）から（4）までにおいて同じ。）	40,000円	(1) 資本金等の額が50億円を超える法人（保険業法に規定する相互会社以外の法人で資本金の額又は出資金の額を有しないもの及び法第52条第2項第3号に規定する公共法人等を除く。（2）から（4）までにおいて同じ。）
	(2) 資本金等の額が10億円を超え50億円以下である法人	27,000円	(2) 資本金等の額が10億円を超え50億円以下である法人
	(3) 資本金等の額が1億円を超え10億円以下である法人	6,500円	(3) 資本金等の額が1億円を超え10億円以下である法人
	(4) 資本金等の額が1,000万円を超え1億円以下である法人	2,500円	(4) 資本金等の額が1,000万円を超え1億円以下である法人
	(5) (1)から(4)までに掲げる法人以	1,000円	(5) (1)から(4)までに掲げる法人以
			600円

外の法人等	外の法人等
<p>(森林環境保全税の用途)</p> <p>第53条の21 知事は、次に掲げる事業を行うため、前2条の規定による加算額に係る収納額に相当する額から賦課徴収に要する費用を控除して得た額を、鳥取県森林環境保全基金(鳥取県基金条例(平成19年鳥取県条例第10号)別表第1の16の項の第1欄に掲げる鳥取県森林環境保全基金をいう。)に積み立てるものとする。</p> <p>(1) 緊急に公益的な機能を維持し、又は回復する必要がある森林及び県民の生活を守るために特に重要な役割を果たしている森林を保全し、又は整備するための事業</p> <p>(2) 略</p>	<p>(森林環境保全税の用途)</p> <p>第53条の21 知事は、次に掲げる事業を行うため、前2条の規定による加算額に係る収納額に相当する額から賦課徴収に要する費用を控除して得た額を、鳥取県森林環境保全基金(鳥取県基金条例(平成19年鳥取県条例第10号)別表第1の16の項の第1欄に掲げる鳥取県森林環境保全基金をいう。)に積み立てるものとする。</p> <p>(1) 緊急に公益的な機能を維持し、又は回復する必要がある森林を保全し、又は整備する事業</p> <p>(2) 略</p>

## 附 則

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

鳥取県手数料徴収条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成19年12月25日

鳥取県知事 平 井 伸 治

**鳥取県条例第84号**

鳥取県手数料徴収条例等の一部を改正する条例

(鳥取県手数料徴収条例の一部改正)

第1条 鳥取県手数料徴収条例(平成12年鳥取県条例第37号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号を加える。

改 正 後	改 正 前
(手数料の徴収) 第2条 次の各号に掲げる事務については、当該各号に定める額の手数料を徴収する。 (1)~(184) 略 <u>(184の2) 計量法第108条第5号口に掲げる計量証明に必要な知識経験を有する者の認定に係る試験の実施 1件につき5,000円</u> (185)~(222) 略 <u>(222の2) 牛の受精卵の雌雄判別 1個につき21,200円(2個以上の受精卵の雌雄判別を行う場合にあっては、2個目以降は1個につき5,500円)</u> (223)~(326) 略 2 略	(手数料の徴収) 第2条 次の各号に掲げる事務については、当該各号に定める額の手数料を徴収する。 (1)~(184) 略  (185)~(222) 略  (223)~(326) 略 2 略

(鳥取県立社会福祉施設の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第2条 鳥取県立社会福祉施設の設置及び管理に関する条例(昭和39年鳥取県条例第11号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

改 正 後	改 正 前														
別表第2(第8条関係) <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区 分</th> <th style="text-align: center;">金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>通院入院証明書</td> <td style="text-align: center;">1通につき 1,990円</td> </tr> <tr> <td>診療明細書</td> <td style="text-align: center;">1通につき 420円</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	金 額	略		通院入院証明書	1通につき 1,990円	診療明細書	1通につき 420円	別表第2(第8条関係) <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区 分</th> <th style="text-align: center;">金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>通院入院証明書</td> <td style="text-align: center;">1通につき 1,990円</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	金 額	略		通院入院証明書	1通につき 1,990円
区 分	金 額														
略															
通院入院証明書	1通につき 1,990円														
診療明細書	1通につき 420円														
区 分	金 額														
略															
通院入院証明書	1通につき 1,990円														

通院入院証明書及び診療明細書以外の証明書（医師の記載が必要なものに限る。）	1 通につき 1,990円	通院入院証明書以外の証明書	1 通につき 1,990円
通院入院証明書及び診療明細書以外の証明書（医師の記載が必要なものを除く。）	1 通につき 1,050円		
略		略	

（鳥取県営病院事業の設置等に関する条例の一部改正）

第3条 鳥取県営病院事業の設置等に関する条例（昭和39年鳥取県条例第12号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

改正後		改正前	
別表第2（第5条関係）		別表第2（第5条関係）	
区分	金額	区分	金額
略		略	
療養費支払証明書	1 通につき 1,050円	療養費支払証明書	1 通につき 1,995円
自動車損害賠償責任保険医療証明書	1 通につき 4,200円	自動車損害賠償責任保険医療証明書	1 通につき 4,200円
診療明細書	1 通につき 420円		
通院入院証明書、療養費支払証明書、自動車損害賠償責任保険医療証明書及び診療明細書以外の証明書（医師の記載が必要なものに限る。）	1 通につき 1,995円	通院入院証明書、療養費支払証明書及び自動車損害賠償責任保険医療証明書以外の証明書	1 通につき 1,995円
通院入院証明書、療養費支払証明書、自動車損害賠償責任保険医療証明書及び診療明細書以外の証明書（医師の記載が必要なものを除く。）	1 通につき 1,050円		

附 則

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

鳥取県青少年健全育成条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成19年12月25日

鳥取県知事 平 井 伸 治

### 鳥取県条例第85号

#### 鳥取県青少年健全育成条例の一部を改正する条例

鳥取県青少年健全育成条例（昭和55年鳥取県条例第34号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条、項及び号の表示に下線が引かれた条、項及び号（以下「移動条項等」という。）に対応する同表の改正後の欄中条、項及び号の表示に下線が引かれた条、項及び号（以下「移動後条項等」という。）が存在する場合には、当該移動条項等を当該移動後条項等とし、移動条項等に対応する移動後条項等が存在しない場合には、当該移動条項等（以下「削除条項等」という。）を削り、移動後条項等に対応する移動条項等が存在しない場合には、当該移動後条項等（以下「追加条項等」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（条及び項の表示並びに削除条項等を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（条及び項の表示並びに追加条項等を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
目次 第1章～第3章 略 第4章 青少年に対する不健全な行為の禁止（第18条 - <u>第21条の3</u> ） 第5章及び第6章 略 附則  （目的） 第1条 この条例は、青少年の健全な育成に関する県及び県民の果たすべき責務を明らかにするとともに、青少年のための良好な社会環境の形成を図るために必要な措置を講じ、もって青少年の健全な成長に寄与することを目的とする。	目次 第1章～第3章 略 第4章 青少年に対する不健全な行為の禁止（第18条 - <u>第21条</u> ） 第5章及び第6章 略 附則  （目的） 第1条 この条例は、青少年の健全な育成に関する県、市町村及び県民の果たすべき責務を明らかにするとともに、青少年のための良好な社会環境の形成を図るために必要な措置を講じ、もって青少年の健全な成長に寄与することを目的とする。  <u>（市町村の責務）</u> 第4条 <u>市町村は、県の実施する青少年の健全な育成に関する施策に協力するとともに、当該地域の実情に応じた青少年の健全な育成に関する施策を実施する責務を有する。</u>
（県民の責務） 第4条 略 2 保護者は、青少年を健全に育成することが <u>自らの</u>	（県民の責務） 第5条 略 2 保護者は、青少年を健全に育成することが <u>みずか</u>

<p>責務であることを強く自覚し、愛情ある環境の中で監督し、保護し、及び教育するとともに、<u>青少年が心身ともに健やかに成長するための基本的生活習慣を身に付けさせるよう努めなければならない。</u></p> <p>3～5 略</p> <p><u>(市町村及び県民との協働)</u></p> <p><u>第5条 県は、青少年の健全な育成に関する総合的な施策を実施するに当たっては、市町村並びに青少年の育成に携わる関係者及び関係団体をはじめとする県民と協働して実施するものとする。</u></p> <p>第2章 略</p> <p>(定義)</p> <p>第10条 略</p> <p>2 この章以下において「<u>図書類</u>」とは、書籍、雑誌その他の刊行物、図画、写真、フィルム及び映像等記録媒体（録画テープ、録画盤、録音テープ、録音盤、<u>ゲームソフト（専ら家庭用コンピュータゲームに用いられるプログラムを記録した物）</u>その他の映像又は音声記録されている物品で機器を使用して当該映像又は音声再生されるものをいう。以下同じ。）をいう。</p> <p>3 略</p> <p>4 この章以下において「<u>テレホンクラブ等営業</u>」とは、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号。以下「<u>風営法</u>」という。）第2条第9項に規定する店舗型電話異性紹介営業及び同条第10項に規定する無店舗型電話異性紹介営業をいう。</p> <p>5 略</p> <p>(販売等の自主規制)</p> <p>第11条 図書類の販売又は貸付け（以下「販売等」という。）を業とする者は、図書類の内容の全部又は一部が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該図書類を青少年に販売し、頒布し、貸し付け、若しくは交換により入手させ、又はこれを青少年に見せ、聴かせ、若しくは読ませないよう努めなければならない。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p><u>(3) 青少年の自殺を積極的に奨励し、その健全な成長を阻害するおそれのあるもの</u></p> <p>2 映画、演劇、演芸及びこれらに類するもの（以下</p>	<p>ら）の責務であることを強く自覚し、愛情ある環境の中で監督し、保護し、及び教育するよう努めなければならない。</p> <p>3～5 略</p> <p>第2章 略</p> <p>(定義)</p> <p>第10条 略</p> <p>2 この章以下において「<u>図書類</u>」とは、書籍、雑誌その他の刊行物、図画、写真、フィルム及び映像等記録媒体（録画テープ、録画盤、録音テープ、録音盤その他の映像又は音声記録されている物品で機器を使用して当該映像又は音声再生されるものをいう。第13条第4項第2号において同じ。）をいう。</p> <p>3 略</p> <p>4 この章以下において「<u>テレホンクラブ等営業</u>」とは、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第9項に規定する店舗型電話異性紹介営業及び同条第10項に規定する無店舗型電話異性紹介営業をいう。</p> <p>5 略</p> <p>(販売等の自主規制)</p> <p>第11条 図書類の販売又は貸付け（以下「販売等」という。）を業とする者は、図書類の内容の全部又は一部が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、<u>自主的に</u>当該図書類を青少年に販売し、頒布し、貸し付け、若しくは交換により入手させ、又はこれを青少年に見せ、聴かせ、若しくは読ませないよう努めなければならない。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>2 映画、演劇、演芸及びこれらに類するもの（以下</p>
---	--

「興行」という。)を主催する者は、興行の内容の全部又は一部が前項各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該興行を青少年に観覧させないよう努めなければならない。

3 広告主は、看板、ポスター、ちらし及びこれらに類するもの(以下「広告物」という。)の内容の全部又は一部が第1項各号のいずれかに該当すると認めるときは、テレホンクラブ等営業に係る広告物を除き、当該広告物を公衆に表示し、又は青少年に頒布しないよう努めなければならない。

4 がん具刃物類の販売等を業とする者は、がん具刃物類の形状、構造又は機能が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該がん具刃物類を青少年に販売し、頒布し、貸し付け、又は交換により入手させないよう努めなければならない。

(1) 第1項第1号及び第2号に掲げるもの

(2) 略

5 前各項に規定するもののほか、物品の販売を業とする者、役務の提供を業とする者その他営業を営む者は、その営業に関し、青少年の健全な成長を阻害することのないよう努めなければならない。

(自動販売機等への収納等の自主規制)

第12条 図書類の販売等を業とする者は、図書類の内容の全部又は一部が第11条第1項各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該図書類を自動販売機又は自動貸出機(以下「自動販売機等」という。)に収納しないよう努めなければならない。

2 がん具刃物類の販売等を業とする者は、がん具刃物類の形状、構造又は機能が第11条第4項各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該がん具刃物類を自動販売機等に収納しないよう努めなければならない。

3 衛生用品(薬事法施行令(昭和36年政令第11号)別表第1に掲げる衛生用品のうち規則で定めるものをいう。以下同じ。)の販売を業とする者は、学校その他の教育施設、文化施設、遊園地、公園その他青少年が利用し、又は集合する施設及びその周辺においては、自動販売機によって衛生用品を販売しないよう努めなければならない。

4 酒類の販売を業とする者は、酒類を販売する自動販売機を、適正な管理を行うことができる場所に設置するとともに、屋外に設置する当該自動販売機による販売を午前5時から午後11時までとするよう努

「興行」という。)を主催する者は、興行の内容の全部又は一部が前項各号のいずれかに該当すると認めるときは、自主的に当該興行を青少年に観覧させないよう努めなければならない。

3 広告主は、看板、ポスター、ちらし及びこれらに類するもの(以下「広告物」という。)の内容の全部又は一部が第1項各号のいずれかに該当すると認めるときは、テレホンクラブ等営業に係る広告物を除き、自主的に当該広告物を公衆に表示し、又は青少年に頒布しないよう努めなければならない。

4 がん具刃物類の販売等を業とする者は、がん具刃物類の形状、構造又は機能が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、自主的に当該がん具刃物類を青少年に販売し、頒布し、貸し付け、又は交換により入手させないよう努めなければならない。

(1) 第1項各号に掲げるもの

(2) 略

5 前各項に規定するもののほか、物品の販売を業とする者、役務の提供を業とする者その他営業を営む者は、その営業に関し、自主的に青少年の健全な成長を阻害することのないよう努めなければならない。

(自動販売機等への収納等の自主規制)

第12条 図書類の販売等を業とする者は、図書類の内容の全部又は一部が第11条第1項各号のいずれかに該当すると認めるときは、自主的に当該図書類を自動販売機又は自動貸出機(以下「自動販売機等」という。)に収納しないよう努めなければならない。

2 がん具刃物類の販売等を業とする者は、がん具刃物類の形状、構造又は機能が第11条第4項各号のいずれかに該当すると認めるときは、自主的に当該がん具刃物類を自動販売機等に収納しないよう努めなければならない。

3 衛生用品(薬事法施行令(昭和36年政令第11号)別表第1に掲げる衛生用品のうち規則で定めるものをいう。以下同じ。)の販売を業とする者は、学校その他の教育施設、文化施設、遊園地、公園その他青少年が利用し、又は集合する施設及びその周辺においては、自主的に自動販売機によって衛生用品を販売しないよう努めなければならない。

4 酒類の販売を業とする者は、酒類を販売する自動販売機を、自主的に適正な管理を行うことができる場所に設置するとともに、屋外に設置する当該自動販売機による販売を午前5時から午後11時までと

めなければならない。

- 5 前各項に規定するもののほか、物品の販売等を業とする者は、自動販売機等によって物品を販売し、又は貸し付ける場合においては、自動販売機等の設置場所、管理方法等に配慮し、青少年の健全な成長を阻害することのないよう努めなければならない。
- 6 前各項の規定は、法令の規定により青少年の立入りが禁止されている施設又は場所（以下「青少年立入禁止施設等」という。）に設置される自動販売機等で、青少年が購入し、又は貸付けを受けることができない措置が講じられているものについては、適用しない。

するよう努めなければならない。

- 5 第1項から前項までに規定するもののほか、物品の販売等を業とする者は、自動販売機等によって物品を販売し、又は貸し付ける場合においては、自主的に、自動販売機等の設置場所、管理方法等に配慮し、青少年の健全な成長を阻害することのないよう努めなければならない。
- 6 第1項から前項までの規定は、法令の規定により青少年の立入りが禁止されている施設又は場所（以下「青少年立入禁止施設等」という。）に設置される自動販売機等で、青少年が購入し、又は貸付けを受けることができない措置が講じられているものについては、適用しない。

（インターネットを利用した情報提供等の自主規制）

第12条の2 インターネットを利用して情報を提供しようとする者は、情報の内容の全部又は一部が第11条第1項各号のいずれかに該当すると認めるときは、自主的に当該情報を青少年に見せ、聴かせ、又は読ませないよう努めなければならない。

2 インターネットに接続している自動公衆送信装置（著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第9号の5イに規定する自動公衆送信装置をいう。以下同じ。）の設置者は、当該自動公衆送信装置の記録媒体に記録され、又は当該自動公衆送信装置に入力された情報の全部又は一部が第11条第1項各号のいずれかに該当すると認めるときは、自主的に当該情報を青少年に見せ、聴かせ、又は読ませないよう努めなければならない。

3 インターネットを利用することができる機能を有する端末設備（電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第52条第1項に規定する端末設備をいう。）又は当該端末設備が附属した機器の販売、頒布、貸付け又は交換を業とする者は、その営業に関し、自主的にインターネットを利用して提供される情報を選択し、又は当該情報のうちその全部又は一部が第11条第1項各号のいずれかに該当するものの受信を防止するための方法を青少年に周知する等インターネットを利用する青少年の健全な成長が阻害されることのないよう努めなければならない。

（インターネット利用環境の整備）

第12条の2 保護者は、青少年が有効にインターネットを利用するために、情報の内容の全部又は一部が第11条第1項各号のいずれかに該当すると認める情

報（以下「有害情報」という。）について、青少年に適切な判断能力を身に付けさせるよう努めるとともに、青少年がインターネットを利用することができる端末設備（電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第52条第1項に規定する端末設備をいう。以下同じ。）について、フィルタリングの機能（インターネットを利用して得られる情報について、有害情報の受信を防止することを選択することができる機能であって、規則で定める基準を満たすものをいう。以下同じ。）を有するソフトウェア（特定電気通信役務提供者（特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（平成13年法律第137号）第2条第3号に規定する特定電気通信役務提供者をいう。以下同じ。）との契約等により、そのソフトウェアを利用することができる場合を含む。以下同じ。）の活用（フィルタリングの機能において有害情報の受信を防止することを選択することをいう。以下この条において同じ。）により、青少年の有害情報の閲覧又は視聴を防止するよう努めなければならない。

2 学校及び青少年が勤務する職場の関係者その他青少年の育成に携わる関係者及び関係団体は、青少年が有効にインターネットを利用するために、有害情報について、青少年に適切な判断能力を身に付けさせるよう努めるとともに、その青少年の利用に供する端末設備について、フィルタリングの機能を有するソフトウェアを活用し、青少年の有害情報の閲覧又は視聴を防止しなければならない。

3 端末設備を不特定又は多数の者の利用（学校における教育目的での利用を除く。以下この項において同じ。）に供する者は、青少年の有害情報の閲覧又は視聴を防止するため、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める措置をとらなければならない。

(1) 端末設備を不特定又は多数の者の利用に供する者が利用する者の年齢を確認できる場合 利用する者の年齢を確認するとともに、フィルタリングの機能を有するソフトウェアを活用した端末設備を青少年の利用に供すること。

(2) 前号以外の場合 フィルタリングの機能を有するソフトウェアを活用した端末設備を不特定又は多数の者の利用に供すること。

4 端末設備又は当該端末設備が附属した機器の販売、頒布、貸付け又は交換を業とする者及び特定電気通信役務提供者は、その事業活動を行うに当たっ

ては、フィルタリングの機能を有するソフトウェアに関する情報その他青少年がインターネットの利用により有害情報を閲覧し、又は視聴することを防止するために必要な情報を提供しよう努めなければならない。

5 携帯電話の販売又は貸付けを業とする者は、青少年に対し、インターネットを利用することができる携帯電話の販売又は貸付けをするに当たっては、フィルタリングの機能を有するソフトウェアに関する情報その他青少年がインターネットの利用により有害情報を閲覧し、又は視聴することを防止するために必要な情報を提供しよう努めるとともに、フィルタリングの機能が有効な状態のものを販売し、又は貸し付けるよう努めなければならない。

6 インターネットを利用して情報を提供しようとする者は、有害情報を青少年に閲覧させ、又は視聴させないように努めなければならない。

7 知事は、第3項の規定に違反している者があつと認めるときは、その者に対し、次に掲げる事項（同項第2号に掲げる場合にあつては、第1号に掲げる事項を除く。）を記載した報告書（以下「改善事項報告書」という。）を提出しよう命ずることができる。この場合において、命令を受けた者は、当該命令を受けた日の翌日から起算して3月を超えない範囲内において第3号の期間を定め、かつ、当該命令を受けた日の翌日から起算して30日以内に改善事項報告書を知事に提出しなければならない。

(1) 年齢確認方法

(2) 有害情報の閲覧又は視聴防止方法

(3) 改善に要する期間及びその理由

8 前項の命令を受けた者は、同項の規定により改善事項報告書を知事に提出したときは、当該改善事項報告書に記載した改善に要する期間内に、当該改善に必要な措置を講じなければならない。

(有害図書類の指定等)

第13条 略

2及び3 略

4 次の各号のいずれかに該当する図書類は、第1項の規定による指定がない場合であっても、青少年に有害な図書類とする。

(1)及び(2) 略

(3) 図書類の閲覧又は視聴に適した年齢区分等の審査を行う団体で知事が指定するものが青少年に販売し、譲渡し、頒布し、貸し付け、若しくは交

(有害図書類の指定等)

第13条 略

2及び3 略

4 次の各号のいずれかに該当する図書類は、第1項の規定による指定がない場合であっても、青少年に有害な図書類とする。

(1)及び(2) 略

換により入手させ、又はこれを青少年に見せ、聴かせ、若しくは読ませることが適当でないと認められた図書類であって、当該団体が定める方法によりその旨が表示されているもの

- 5 知事は、前項第3号の規定による指定をしたときは、その団体の名称及び当該団体が表示する方法を告示するものとする。

(深夜における連れ出し等の禁止)

第21条 何人も、青少年が刑罰法令に触れ、若しくはそのおそれのある行為を行い、若しくはこれらの行為が青少年に対して行われることを知って、又は青少年に対してこれらの行為をするため、深夜(午後11時から翌日の日出前までの時間をいう。以下同じ。)に青少年を連れ出し、同伴して徘徊し、又はとどめてはならない。

(深夜営業施設への立入りの禁止等)

第21条の2 次に掲げる施設において営業を営む者及びその代理人、使用人その他の従業者は、深夜において当該施設に青少年を立ち入らせ、又はとどまらせてはならない。

- (1) 個室を設けて当該個室において客に専用装置による伴奏音楽に合わせて歌唱を行わせる施設  
 (2) 個室又は他から見通すことが困難な区画において客に図書類の閲覧、視聴又はインターネットの利用を行わせる施設(図書館法(昭和25年法律第118号)第2条第1項に規定する図書館を除く。)

- 2 前項各号に掲げる施設において営業を営む者は、深夜に当該営業を営む場合は、当該施設内の見やすい箇所に、規則で定めるところにより、深夜における青少年の立入りを禁ずる旨を掲示しなければならない。

- 3 第1項各号に掲げる施設において営業を営む者を除くほか、深夜に営業を営む者及びその代理人、使用人その他の従業者は、深夜に、当該営業に係る施設内及び敷地内にいる青少年に対し、帰宅を促すよう努めなければならない。

(青少年への勧誘行為の禁止)

第21条の3 何人も、青少年に対し、接待飲食等営業(風営法第2条第4項に規定する接待飲食等営業をいう。)又は性風俗関連特殊営業(風営法第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業をいう。)にお

(深夜における連れ出し等の禁止)

第21条 何人も、青少年が刑罰法令に触れ、若しくはそのおそれのある行為を行い、若しくはこれらの行為が青少年に対して行われることを知って、又は青少年に対してこれらの行為をするため、深夜(午後11時から翌日の日出前までの時間をいう。)に青少年を連れ出し、同伴して徘徊し、又はとどめてはならない。

いて客に接する業務に従事することに勧誘する行為を行ってはならない。

## 第5章 雑則

(立入調査等)

第22条 知事は、この条例の施行のため必要があると認めるときは、営業を営む者、自動販売機等管理者その他の関係者に対して資料の提出を求め、又はその職員に、営業所(第21条の2第1項各号に掲げる施設を除く。)その他の営業を営む場所若しくは自動販売機等の設置場所に立ち入り、調査させ、若しくは質問させることができる。

2 知事は、この条例の施行のため特に必要があると認めるときは、知事が指定した者に、利用カードの自動販売機の設置場所に立ち入り、調査させ、又は質問させることができる。

3 知事は、この条例の施行のため特に必要があると認めるときは、知事が指定した者に、第21条の2第1項各号に掲げる施設の営業時間内において当該施設に立ち入り、調査させ、又は質問させることができる。

4 前3項の規定により立入調査等を行う職員又は知事が指定した者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

5 第1項から第3項までの規定による立入調査等の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第26条 略

2及び3 略

4 次の各号のいずれかに該当する者は、50万円以下の罰金に処する。

(1) 第12条の2第7項の規定による命令に違反し、同項後段に規定する期間内に改善事項報告書を提出しなかった者

(2) 第12条の2第8項又は第17条第4項の規定に違反して必要な措置をとらなかつた者

5 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

(1) 第16条、第17条第1項、第21条の2第1項又は第21条の3の規定に違反した者

(2)及び(3) 略

6 次の各号のいずれかに該当する者は、20万円以下の罰金に処する。

## 第5章 雑則

(立入調査等)

第22条 知事は、この条例の施行のため必要があると認めるときは、関係者に対して資料の提出を求め、又はその職員に、営業所その他の営業を営む場所若しくは自動販売機等の設置場所に立ち入り、調査させ、若しくは質問させることができる。

2 知事は、この条例の施行のため特に必要があると認めるときは、知事が指定した者に利用カードの自動販売機の設置場所に立ち入り、調査させ、又は質問させることができる。

3 前2項の規定により立入調査等を行う職員又は知事が指定した者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

4 第1項及び第2項の規定による立入調査等の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第26条 略

2及び3 略

4 第17条第4項の規定に違反して必要な措置をとらなかつた者は、50万円以下の罰金に処する。

5 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

(1) 第16条又は第17条第1項の規定に違反した者

(2)及び(3) 略

6 次の各号のいずれかに該当する者は、20万円以下の罰金に処する。

<p>(1) <u>第17条の5、第17条の6第1項、第18条第3項又は第21条の2第2項の規定に違反した者</u></p> <p>(2) 略</p> <p>7 略</p> <p>8 次の各号のいずれかに該当する者は、10万円以下の罰金又は科料に処する。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(3) <u>第22条第2項又は第3項の規定による立入り又は調査を拒み、妨げ、又は忌避した者</u></p> <p>9 <u>第17条の7第1項若しくは第2項、第18条又は第21条の2第1項の規定に違反した者は、当該青少年の年齢を知らないことを理由として、第1項、第5項又は第6項の規定による処罰を免れることができない。ただし、当該青少年の年齢を知らないことに過失がないときは、この限りでない。</u></p>	<p>(1) <u>第17条の5、第17条の6第1項又は第18条第3項の規定に違反した者</u></p> <p>(2) 略</p> <p>7 略</p> <p>8 次の各号のいずれかに該当する者は、10万円以下の罰金又は科料に処する。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(3) <u>第22条第2項の規定による立入り又は調査を拒み、妨げ、又は忌避した者</u></p> <p>9 <u>第17条の7第1項若しくは第2項又は第18条の規定に違反した者は、当該青少年の年齢を知らないことを理由として、第1項、第5項又は第6項の規定による処罰を免れることができない。ただし、当該青少年の年齢を知らないことに過失がないときは、この限りでない。</u></p>
<p>附 則</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 略</p>	<p>附 則</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 略</p>
<p>(検討)</p> <p>2 <u>知事は、平成22年度末を目途として、この条例の規定及びその実施状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。</u></p>	<p>(この条例の失効)</p> <p>2 <u>この条例は、平成20年3月31日までに延長その他の所要の措置が講じられないときは、同日限り、その効力を失う。</u></p>
<p>附 則</p> <p>この条例は、平成20年4月1日から施行する。</p>	<p>(経過措置)</p> <p>3 <u>この条例の失効前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。</u></p> <p>4 <u>前項に規定するもののほか、この条例の失効に伴う経過措置に関し必要な事項は、規則で定める。</u></p>

鳥取県立社会福祉施設の設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成19年12月25日

鳥取県知事 平 井 伸 治

**鳥取県条例第86号**

鳥取県立社会福祉施設の設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例

(鳥取県立社会福祉施設の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第1条 鳥取県立社会福祉施設の設置及び管理に関する条例(昭和39年鳥取県条例第11号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前																											
<p>(設置)</p> <p>第2条 鳥取県立社会福祉施設を次のとおり設置する。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">種別</th> <th style="width: 40%;">名称</th> <th style="width: 40%;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">養護老人ホ一ム</td> <td style="text-align: center;">鳥取県立皆生尚寿苑</td> <td style="text-align: center;">米子市</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	種別	名称	位置	略			養護老人ホ一ム	鳥取県立皆生尚寿苑	米子市	略			<p>(設置)</p> <p>第2条 鳥取県立社会福祉施設を次のとおり設置する。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">種別</th> <th style="width: 40%;">名称</th> <th style="width: 40%;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">養護老人ホ一ム</td> <td style="text-align: center;">鳥取県立母来寮</td> <td style="text-align: center;">東伯郡湯梨浜町</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">鳥取県立皆生尚寿苑</td> <td style="text-align: center;">米子市</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	種別	名称	位置	略			養護老人ホ一ム	鳥取県立母来寮	東伯郡湯梨浜町		鳥取県立皆生尚寿苑	米子市	略		
種別	名称	位置																										
略																												
養護老人ホ一ム	鳥取県立皆生尚寿苑	米子市																										
略																												
種別	名称	位置																										
略																												
養護老人ホ一ム	鳥取県立母来寮	東伯郡湯梨浜町																										
	鳥取県立皆生尚寿苑	米子市																										
略																												

(公益法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正)

第2条 公益法人等への職員の派遣等に関する条例(平成14年鳥取県条例第3号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中号の細目の表示に下線が引かれた号の細目(以下この条において「移動号細目」という。)に対応する同表の改正後の欄中号の細目の表示に下線が引かれた号の細目(以下この条において「移動後号細目」という。)が存在する場合には、当該移動号細目を当該移動後号細目とし、移動後号細目に対応する移動号細目が存在しない場合には、当該移動後号細目を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(職員の派遣)</p> <p>第2条 任命権者(法第2条第1項に規定する任命権者をいう。以下同じ。)は、公益法人等のうち、次に掲げるものとの間の取決めにに基づき、当該公益法人等の業務にその役職員として専ら従事させるため、職員(次項に定める職員を除く。)を派遣することができる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 特別の法律により設立された法人のうち次に</p>	<p>(職員の派遣)</p> <p>第2条 任命権者(法第2条第1項に規定する任命権者をいう。以下同じ。)は、公益法人等のうち、次に掲げるものとの間の取決めにに基づき、当該公益法人等の業務にその役職員として専ら従事させるため、職員(次項に定める職員を除く。)を派遣することができる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 特別の法律により設立された法人のうち次に</p>

掲げるもの ア～ウ 略 <u>エ</u> <u>社会福祉法人鳥取県厚生事業団</u> <u>オ</u> 略 2及び3 略	掲げるもの ア～ウ 略  <u>エ</u> 略 2及び3 略
--	--

## 附 則

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

鳥取県廃棄物処理施設の設置に係る手続の適正化及び紛争の予防、調整等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成19年12月25日

鳥取県知事 平 井 伸 治

### 鳥取県条例第87号

鳥取県廃棄物処理施設の設置に係る手続の適正化及び紛争の予防、調整等に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県廃棄物処理施設の設置に係る手続の適正化及び紛争の予防、調整等に関する条例（平成17年鳥取県条例第68号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条、項及び号の表示に下線が引かれた条、項及び号（以下「移動条項等」という。）に対応する同表の改正後の欄中条、項及び号の表示に下線が引かれた条、項及び号（以下「移動後条項等」という。）が存在する場合には、当該移動条項等を当該移動後条項等とし、移動条項等に対応する移動後条項等が存在しない場合には、当該移動条項等（以下「削除条項等」という。）を削り、移動後条項等に対応する移動条項等が存在しない場合には、当該移動後条項等（以下「追加条項等」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（条、項及び号の表示並びに削除条項等を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（条、項及び号の表示並びに追加条項等を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
目次 第1章 総則（第1条 <u>第4条</u> ） 第2章 紛争の予防及び意見の調整に係る手続等 （ <u>第5条</u> 第24条） 第3章～第5章 略 附則  （定義） 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 （1）及び（2） 略  （3） 略 （4） <u>産業廃棄物処理施設</u> 法第15条第1項に規定する産業廃棄物処理施設（同項の許可に係るものに限る。）並びに産業廃棄物処理業者が業として	目次 第1章 総則（第1条 <u>第5条</u> ） 第2章 紛争の予防及び意見の調整に係る手続等 （ <u>第6条</u> 第24条） 第3章～第5章 略 附則  （定義） 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 （1）及び（2） 略 （3） <u>産業廃棄物処理施設</u> 法第15条第1項に規定する産業廃棄物処理施設、産業廃棄物処理業者が業として行う産業廃棄物の積替え又は保管のための施設及び産業廃棄物の中間処理を行うための施設をいう。 （4） 略

行う産業廃棄物の積替え又は保管のための施設及び産業廃棄物の中間処理を行うための施設をいう。

(5) 一般廃棄物処理施設 法第8条第1項に規定する一般廃棄物処理施設（同項の許可に係るものに限る。）をいう。

(6) 略

(7) 廃棄物処理施設の設置 廃棄物処理施設の新設（現に廃棄物処理施設に該当しない施設が新たに廃棄物処理施設に該当することとなる場合を含み、一般廃棄物処理施設を産業廃棄物処理施設として、又は産業廃棄物処理施設を一般廃棄物処理施設として使用することとする場合を除く。）又はその位置、構造若しくは規模の変更（軽微な変更その他の規則で定める変更を除く。）をいう。

(8)～(11) 略

(12) 関係市町村 周辺区域が所在する市町村をいう。

（事業者及び関係住民の責務）

第4条 略

第2章 紛争の予防及び意見の調整に係る手続等

（事業計画書の提出）

第5条 略

（周知計画書の提出）

第6条 事業者は、前条第1項の規定による事業計画書の提出に併せ、事業計画について関係住民に対して行う説明会（以下「説明会」という。）の開催に関する事項その他規則で定める事項を定めた周知計画（以下「周知計画」という。）を記載した周知計画書（以下「周知計画書」という。）を知事に提出しなければならない。

2 略

3 知事は、前項の規定による送付の内容に関連して、関係市町村長に対し、14日の期限を付して意見

(5) 一般廃棄物処理施設 法第8条第1項に規定する一般廃棄物処理施設をいう。

(6) 略

(7) 廃棄物処理施設の設置 廃棄物処理施設の新たな設置又はその構造若しくは規模の変更（軽微な変更その他の規則で定める変更を除く。）をいう。

(8)～(11) 略

(12) 関係市町村 その区域内に關係住民が居住する市町村をいう。

（市町村の責務）

第4条 市町村は、紛争の予防及び調整に関して県の施策に協力するとともに、その地域における環境の保全を図るため、自らも紛争の予防及び調整に努めるものとする。

（事業者及び関係住民の責務）

第5条 略

第2章 紛争の予防及び意見の調整に係る手続等

（事業計画書の提出）

第6条 略

（周知計画書の提出）

第7条 事業者は、事業計画書の提出に併せ、又は事業計画書の提出後速やかに、事業計画について関係住民に対して行う説明会（以下「説明会」という。）の開催に関する事項その他規則で定める事項を定めた周知計画（以下「周知計画」という。）を記載した周知計画書（以下「周知計画書」という。）を知事に提出しなければならない。

2 略

3 関係市町村長は、前項の規定による周知計画書の写しの送付があったときは、送付を受けた日から起

を求めるものとする。

(現地調査等)

第7条 知事は、第5条第1項の規定による事業計画書の提出があったときは、速やかに現地調査を行い、設置予定場所の現況について確認するものとする。

2 略

(関係市町村長等への照会)

第8条 略

(広告及び縦覧)

第9条 事業者は、第7条第2項の規定による指示に基づき周知計画の修正を行った後、速やかに、規則で定めるところにより、事業計画書を作成した旨を広告し、当該事業計画書の写しを、当該広告の日から起算して28日を経過する日までの間、関係住民の縦覧に供しなければならない。

(事業計画の周知)

第10条 略

(意見書の提出)

第11条 地域における生活環境の保全上の見地から事業計画について意見を有する関係住民は、第9条の規定による広告のあった日の翌日から起算して42日を経過する日(同条の規定による縦覧期間満了の日までに周知計画に基づく説明会が終了しない場合にあつては、当該説明会が終了した日の翌日から起算して14日を経過する日)までに、当該意見を記載した書面(以下「意見書」という。)を知事及び事業者に提出することができる。

(見解書の提出)

第12条 略

(指導及び助言)

第13条 略

(実施状況報告書の提出)

第14条 事業者は、第10条第1項又は第12条第2項の規定による関係住民への周知(以下「住民への周知」という。)を行ったときは、その実施状況を記

算して14日を経過する日までの間、当該周知計画について知事に意見を述べることができる。

(現地調査等)

第8条 知事は、第6条第1項の規定による事業計画書の提出があったときは、速やかに現地調査を行い、設置予定場所の現況について確認するものとする。

2 略

(関係市町村長等への照会)

第9条 略

(広告及び縦覧)

第10条 事業者は、第8条第2項の規定による指示に基づき周知計画の修正を行った後、速やかに、規則で定めるところにより、事業計画書を作成した旨を広告し、当該事業計画書の写しを、当該広告の日から起算して28日を経過する日までの間、関係住民の縦覧に供しなければならない。

(事業計画の周知)

第11条 略

(意見書の提出)

第12条 地域における生活環境の保全上の見地から事業計画について意見を有する関係住民は、第10条の規定による広告のあった日の翌日から起算して42日を経過する日(同条の規定による縦覧期間満了の日までに周知計画に基づく説明会が終了しない場合にあつては、当該説明会が終了した日の翌日から起算して14日を経過する日)までに、当該意見を記載した書面(以下「意見書」という。)を知事及び事業者に提出することができる。

(見解書の提出)

第13条 略

(指導及び助言)

第14条 略

(実施状況報告書の提出)

第15条 事業者は、第11条第1項又は第13条第2項の規定による関係住民への周知を行ったときは、その実施状況を記載した書面(以下「実施状況報告書」

載した書面（以下「実施状況報告書」という。）を作成し、規則で定めるところにより、知事に報告しなければならない。

（意見書等に対する関係市町村長の意見）

第15条 知事は、第11条の規定による意見書の提出があったとき、第12条第1項の規定による見解書の提出があったとき、又は前条の規定による実施状況報告書の提出があったときは、その写しを関係市町村長に送付するものとする。

2 知事は、前項の規定による送付の内容に関連して、関係市町村長に対し、14日の期限を付して意見を求めるものとする。

（実施状況報告に対する通知）

第16条 知事は、第14条の規定による実施状況報告及び前条第2項の規定による意見に基づき、事業者と関係住民の合意形成に関する結果を審査し、次の各号のいずれに該当するかについて判断し、規則で定めるところにより、その旨を事業者及び関係市町村長に通知するとともに、関係住民に周知しなければならない。

(1) 略

(2) 住民への周知に係る事業者の対応が不十分であり、関係住民の理解が得られていないと認めるとき。

(3) 住民への周知に係る事業者の対応は十分であるが、関係住民の理解が得られていないと認めるとき。

2 略

3 事業者は、第1項第2号に該当する旨の通知が行われた場合において事業を実施しようとするときは、引き続き関係住民の理解を得るための対応を行った上で、その実施状況について実施状況報告書を作成し、規則で定めるところにより、知事に報告しなければならない。この場合においては、当該実施状況報告書を第14条の実施状況報告書とみなして、前条及びこの条の規定を適用する。

（意見の調整）

第17条 事業者又は関係住民は、前条第1項第3号に係る通知が行われた場合は、紛争の解決のための意

という。）を作成し、規則で定めるところにより、知事に報告しなければならない。

（意見書等に対する関係市町村長の意見）

第16条 知事は、第12条の規定による意見書の提出があったとき、第13条第1項の規定による見解書の提出があったとき、又は前条の規定による実施状況報告書の提出があったときは、その写しを関係市町村長に送付するものとする。

2 知事は、関係市町村長から、前項の規定による送付の内容に関連して意見を求めることができる。

3 前項の規定により意見を求められた関係市町村長は、意見を求められた日から起算して14日を経過する日までに意見を述べるものとする。

（実施状況報告に対する通知）

第17条 知事は、第15条の規定による実施状況報告書及び前条第3項の規定による意見に基づき、事業者と関係住民の合意形成に関する結果を審査し、次の各号のいずれに該当するかについて判断し、規則で定めるところにより、その旨を事業者及び関係市町村長に通知するとともに、関係住民に周知しなければならない。

(1) 略

(2) 事業者の対応が不十分であり、関係住民の理解が得られていないと認めるとき。

(3) 事業者の対応は十分であるが、関係住民の理解が得られていないと認めるとき。

2 略

3 事業者は、第1項第2号に該当する旨の通知が行われた場合において事業を実施しようとするときは、引き続き関係住民の理解を得るための対応を行った上で、その実施状況について実施状況報告書を作成し、規則で定めるところにより、知事に報告しなければならない。この場合においては、当該実施状況報告書を第15条の実施状況報告書とみなして、前条及びこの条の規定を適用する。

（意見の調整）

第18条 事業者又は関係住民は、前条第1項第3号に係る通知が行われた場合又は第40条第1項の廃棄物

見の調整（知事が主催する会議において、事業者及び関係住民の意見の論点を整理すること等により、双方の主張内容の理解の促進を図り、紛争の解決を図ること。以下「意見の調整」という。）を知事に申し出ることができる。

2 知事は、前項の規定による申出があった場合において、必要があると認めるときは、事業者及び関係住民双方の意見の調整を行うものとする。

3～6 略

（意見調整結果の通知）

第18条 知事は、前条の規定による意見の調整を行った結果について、次の各号のいずれに該当するかについて判断し、規則で定めるところにより、その旨を事業者及び関係市町村長に通知するとともに、関係住民に周知しなければならない。

(1) 略

(2) 意見の調整に対する事業者の対応が不十分であり、関係住民の理解が得られていないと認めるとき。

(3) 次条の規定により意見の調整を終結するとき。

2 略

（意見の調整の終結）

第19条 知事は、意見の調整の結果、これに対する事業者の対応が十分と認められ、かつ、次の各号のいずれかに該当する場合には、意見の調整を終結することができる。

(1)～(3) 略

（環境の保全に関する協定の締結）

第20条 略

（事業計画又は周知計画の変更の届出等）

第21条 略

2 略

3 事業者が第1項の規定による届出（規則で定める変更に係るものを除く。）をしたときにおける手続は、第5条から前条までの規定の例によるものとする。

処理施設の設置について環境影響評価法（平成9年法律第81号）第27条若しくは鳥取県環境影響評価条例（平成10年鳥取県条例第24号）第25条の規定による公告が行われた場合は、紛争の解決のための意見の調整（知事が主催する会議において、事業者及び関係住民の意見の論点を整理すること等により、双方の主張内容の理解の促進を図り、紛争の解決を図ること。以下「意見の調整」という。）を知事に申し出ることができる。

2 知事は、前項の申出があった場合において、必要があると認めるときは、事業者及び関係住民双方の意見の調整を行うものとする。

3～6 略

（意見調整結果の通知）

第19条 知事は、前条の規定による意見の調整を行った結果について、次の各号のいずれに該当するかについて判断し、規則で定めるところにより、その旨を事業者及び関係市町村長に通知するとともに、関係住民に周知しなければならない。

(1) 略

(2) 事業者の対応が不十分であり、関係住民の理解が得られていないと認めるとき。

(3) 次条の規定により意見の調整を終結したとき。

2 略

（意見の調整の終結）

第20条 知事は、意見の調整の結果、事業者が実施した関係住民の理解を得るための対応が十分と認められ、次の各号のいずれかに該当する場合には、意見の調整を終結することができる。

(1)～(3) 略

（環境の保全に関する協定の締結）

第21条 略

（事業計画又は周知計画の変更の届出等）

第22条 略

2 略

3 事業者が第1項の規定による届出（規則で定める変更に係るものを除く。）をしたときにおける手続は、第6条から前条までの規定の例によるものとする。

(事業計画の廃止の届出等)

第22条 略

(条例手続の時期)

第23条 事業者は、法第8条第1項、第9条第1項、第14条第1項若しくは第6項、第14条の2第1項、第14条の4第1項若しくは第6項、第14条の5第1項、第15条第1項若しくは第15条の2の5第1項に規定する許可の申請又は法第9条第3項(法第15条の2の5第3項において準用する場合を含む。)若しくは法第14条の2第3項若しくは第14条の5第3項において準用する法第7条の2第3項の規定による届出(廃棄物処理施設の設置に関するものに限る。)を行う前に、この章に規定する必要な手続(以下「条例手続」という。)を行わなければならない。

2 条例手続は、事業者が第16条第1項第1号、第18条第1項第1号又は同項第3号に該当する旨の通知(以下「手続終了通知」という。)を受けたことをもって終了するものとする。

(許可の制限等)

第24条 知事は、廃棄物処理施設の設置について、事業者が手続終了通知を受ける前に法第8条第1項若しくは第9条第1項又は第15条第1項若しくは第15条の2の5第1項の許可を申請した場合において、当該廃棄物処理施設の設置に伴う紛争を予防するため必要があると認めるときは、当該申請が法第8条の2第1項第2号(法第9条第2項において準用する場合を含む。)又は第15条の2第1項第2号(法第15条の2の5第2項において準用する場合を含む。)の規定に適合していないものとして、当該許可をしないものとする。

2 知事は、廃棄物処理施設の設置について、事業者が手続終了通知を受ける前に法第14条第1項若しくは第6項若しくは第14条の2第1項又は第14条の4第1項若しくは第6項若しくは第14条の5第1項の許可を申請した場合において、当該廃棄物処理施設の設置に伴う紛争を予防するため必要があると認めるときは、法第14条第11項(法第14条の2第2項に

(事業計画の廃止の届出等)

第23条 略

(許可申請等の制限)

第24条 事業者は、法第8条第1項、第9条第1項、第14条第1項若しくは第6項、第14条の2第1項、第14条の4第1項若しくは第6項、第14条の5第1項、第15条第1項若しくは第15条の2の5第1項に規定する許可の申請又は法第14条の2第3項若しくは第14条の5第3項において準用する法第7条の2第3項の規定による届出(廃棄物処理施設の設置に関するものに限る。)を行う前に、この条例に規定する必要な手続を行わなければならない。

2 この条例に規定する必要な手続は、事業者が第17条第1項第1号、第19条第1項第1号又は同項第3号に該当する旨の通知を受けたことをもって終了するものとする。

3 第40条第1項の廃棄物処理施設の設置については、第18条第1項の規定により当該廃棄物処理施設の設置について知事に意見の調整の申出があった場合に限り、前2項の規定を適用する。

において準用する場合を含む。)又は第14条の4第11項(法第14条の5第2項において準用する場合を含む。)の規定により、当該許可に係る行為を行う前に手続終了通知を受けるべき旨の条件を当該許可に付すものとする。

### 第3章 廃棄物処理施設の設置者の責務

(廃棄物の処理状況に係る報告等)

第25条 廃棄物処理施設の設置者は、規則で定めるところにより、当該施設における一般廃棄物の処理状況を知事に報告するとともに、一般廃棄物又は産業廃棄物の処理状況に関する事項を記録した書類を当該廃棄物処理施設(当該廃棄物処理施設に備え置くことが困難である場合にあっては、当該廃棄物処理施設の設置者の最寄りの事務所)に備え置き、関係住民の求めに応じ、その閲覧に供さなければならない。

2 略

(設置等)

第30条 次に掲げる事務を行わせるため、鳥取県廃棄物審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

(1) 第16条第2項、第17条第6項及び第18条第2項に規定する事項を処理すること。

(2)及び(3) 略

2 略

(勧告及び公表)

第38条 知事は、廃棄物処理施設の設置について、事業者が手続終了通知を受ける前に法第9条第3項(法第15条の2の5第3項において準用する場合を含む。)又は法第14条の2第3項若しくは第14条の5第3項において準用する法第7条の2第3項の規定による届出をした場合において、当該廃棄物処理施設の設置に伴う紛争を予防するため必要があると認めるときは、当該事業者に対し、直ちに条例手続を行い、手続終了通知を受けるよう勧告するものとする。この場合において、当該廃棄物処理施設の設置に伴う紛争が現に生じ、又は生ずるおそれがあると認めるときは、併せて、手続終了通知を受けるまでの間当該廃棄物処理施設の使用を停止するよう勧告するものとする。

### 第3章 廃棄物処理施設の設置者の責務

(廃棄物の処理状況に係る報告等)

第25条 廃棄物処理施設の設置者は、規則で定めるところにより、当該施設における一般廃棄物又は産業廃棄物の処理状況を知事に報告するものとする。

2 略

(設置等)

第30条 次に掲げる事務を行わせるため、鳥取県廃棄物審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

(1) 第17条第2項、第18条第6項及び第19条第2項に規定する事項を処理すること。

(2)及び(3) 略

2 略

(勧告及び公表)

第38条 知事は、事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該事業者に対し、必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

(1) 第6条第3項の規定による生活環境影響調査結果書の提出をせず、又は虚偽の生活環境影響調

	<p>査結果書を提出したとき。</p> <p>(2) <u>第10条の規定による事業計画の広告及び縦覧を正当な理由がなく行わないとき。</u></p> <p>(3) <u>第13条第1項の規定による見解書の提出をしないとき。</u></p> <p>(4) <u>第25条第1項の規定による処理状況の報告をしないとき。</u></p> <p>(5) <u>第26条の規定による応急の措置、届出等を行わないとき。</u></p> <p>(6) <u>前各号に掲げるもののほか、この条例に規定する手続の全部若しくは一部を正当な理由なく行わず、又は不正若しくは不誠実な方法によりこれを行ったとき。</u></p>
<p>2. <u>前項の規定による場合のほか、知事は、事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該事業者に対し、必要な措置をとるべきことを勧告することができる。</u></p> <p>(1) <u>第5条第3項の規定による生活環境影響調査結果書の提出をせず、又は虚偽の生活環境影響調査結果書を提出したとき。</u></p> <p>(2) <u>第9条の規定による事業計画の広告及び縦覧を正当な理由がなく行わないとき。</u></p> <p>(3) <u>第12条第1項の規定による見解書の提出をしないとき。</u></p> <p>(4) <u>第25条第1項の規定による処理状況の報告をしないとき、又は同項に規定する書類を備え置かないとき。</u></p> <p>(5) <u>第26条の規定による応急の措置、届出等を行わないとき。</u></p> <p>(6) <u>前各号に掲げるもののほか、この条例に規定する手続の全部若しくは一部を正当な理由なく行わず、又は不正若しくは不誠実な方法によりこれを行ったとき。</u></p>	
<p>3. 知事は、<u>前2項の規定による勧告をした場合において、その勧告を受けた者が当該勧告に従わないときは、その者の氏名及び住所（その者が法人である場合にあつては、法人の名称及び代表者の氏名並びに所在地）並びに当該勧告の内容を公表することができる。</u></p> <p>(権限の委任)</p> <p>第39条 この条例に規定する知事の権限に属する事務（<u>第5条第2項及び第4項並びに第31条第2項に規定する知事の権限に属する事務を除く。</u>）は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第153条の規定に基</p>	<p>2. 知事は、<u>前項の規定による勧告をした場合において、その勧告を受けた者が当該勧告に従わないときは、その者の氏名及び住所（その者が法人である場合にあつては、法人の名称及び代表者の氏名並びに所在地）並びに当該勧告の内容を公表することができる。</u></p> <p>(権限の委任)</p> <p>第39条 この条例に規定する知事の権限に属する事務（<u>第6条第2項及び第4項並びに第31条第2項に規定する知事の権限に属する事務を除く。</u>）は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第153条の規定に基</p>

<p>づき、別に定めるところにより、知事の権限に属する事務を処理するための組織を構成する機関の長に委任する。</p> <p>(適用除外)</p> <p>第40条 <u>環境影響評価法(平成9年法律第81号)若しくは鳥取県環境影響評価条例(平成10年鳥取県条例第24号)の対象となる廃棄物処理施設又は移動式の廃棄物処理施設(規則で定めるものに限る。)の設置については、第2章の規定は、適用しない。</u></p> <p>附 則</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 略</p> <p>(検討)</p> <p>2 <u>知事は、平成22年12月末を目途として、この条例の規定及びその実施状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。</u></p> <p>(経過措置)</p> <p>3 略</p>	<p>づき、別に定めるところにより、知事の権限に属する事務を処理するための組織を構成する機関の長に委任する。</p> <p>(適用除外)</p> <p>第40条 <u>環境影響評価法又は鳥取県環境影響評価条例の対象となる廃棄物処理施設の設置については、第7条から第17条までの規定は、適用しない。</u></p> <p>2 <u>移動式の廃棄物処理施設(規則で定めるものに限る。)の設置については、第2章の規定は、適用しない。</u></p> <p>附 則</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 略</p> <p>(この条例の失効)</p> <p>2 <u>この条例は、平成19年12月31日までに延長その他の所要の措置が講じられないときは、同日限り、その効力を失う。</u></p> <p>(経過措置)</p> <p>3 略</p>
--	---

附 則  
この条例は、平成20年1月1日から施行する。ただし、附則第2項の改正は、公布の日から施行する。

拡声機による暴騒音の規制に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成19年12月25日

鳥取県知事 平 井 伸 治

**鳥取県条例第88号**

拡声機による暴騒音の規制に関する条例の一部を改正する条例

拡声機による暴騒音の規制に関する条例（平成4年鳥取県条例第27号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中項及び号の表示に下線が引かれた項及び号（以下「移動項等」という。）に対応する同表の改正後の欄中項及び号の表示に下線が引かれた項及び号（以下「移動後項等」という。）が存在する場合には、当該移動項等を当該移動後項等とし、移動後項等に対応する移動項等が存在しない場合には、当該移動後項等（以下「追加項等」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（項の表示を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（項の表示及び追加項等を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

改 正 後	改 正 前				
<p>（拡声機による暴騒音の禁止）</p> <p>第2条 何人も、<u>拡声機を使用して、次の表の左欄に掲げる拡声機の使用の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる地点において公安委員会規則で定めるところにより測定し、又は測定したものとした場合における音量が85デシベルを超える音（以下「暴騒音」という。）を生じさせてはならない。</u></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; padding: 2px;"> <p><u>権原に基づき使用する土地の区域内における拡声機の使用</u></p> </td> <td style="width: 50%; padding: 2px;"> <p>当該拡声機が所在している土地の区域外であり、かつ、当該拡声機から10メートル以上離れた地点</p> </td> </tr> <tr> <td style="width: 50%; padding: 2px;"> <p>権原に基づき使用する土地の区域内における拡声機の使用以外の拡声機の使用</p> </td> <td style="width: 50%; padding: 2px;"> <p>当該拡声機から10メートル以上離れた地点</p> </td> </tr> </table> <p>（適用除外）</p> <p>第3条 前条の規定は、次に掲げる拡声機の使用については、適用しない。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(3) 電気事業法（昭和39年法律第170号）<u>第2条第1項第9号</u>に規定する電気事業、ガス事業法（昭和29年法律第51号）<u>第2条第10項</u>に規定する</p>	<p><u>権原に基づき使用する土地の区域内における拡声機の使用</u></p>	<p>当該拡声機が所在している土地の区域外であり、かつ、当該拡声機から10メートル以上離れた地点</p>	<p>権原に基づき使用する土地の区域内における拡声機の使用以外の拡声機の使用</p>	<p>当該拡声機から10メートル以上離れた地点</p>	<p>（拡声機による暴騒音の禁止）</p> <p>第2条 何人も、<u>拡声機を使用して、公安委員会規則で定めるところにより、当該拡声機から10メートル以上離れた測定可能な地点（権原に基づき使用する土地の区域内において拡声機を使用する場合にあっては、当該土地の区域外の地点に限る。）において測定した音量が85デシベルを超える音（以下「暴騒音」という。）を生じさせてはならない。</u></p> <p>（適用除外）</p> <p>第3条 前条の規定は、次に掲げる拡声機の使用については、適用しない。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(3) 電気事業法（昭和39年法律第170号）<u>第2条第5項</u>に規定する電気事業、ガス事業法（昭和29年法律第51号）<u>第2条第5項</u>に規定するガス事</p>
<p><u>権原に基づき使用する土地の区域内における拡声機の使用</u></p>	<p>当該拡声機が所在している土地の区域外であり、かつ、当該拡声機から10メートル以上離れた地点</p>				
<p>権原に基づき使用する土地の区域内における拡声機の使用以外の拡声機の使用</p>	<p>当該拡声機から10メートル以上離れた地点</p>				

ガス事業、水道法（昭和32年法律第177号）第3条第2項に規定する水道事業又は電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第2条第4号に規定する電気通信事業に係る緊急の広報活動のためにする拡声機の使用

(4)～(9) 略

(停止命令等)

第4条 警察官は、第2条の規定に違反して拡声機による暴騒音を生じさせる行為（以下「違反行為」という。）をしている者があるときは、その者に対し、当該違反行為の停止を命ずることができる。

2 警察署長は、前項の規定による命令を受けた者が更に反復して違反行為をしたときは、その者に対し、24時間を超えない範囲内で時間を定め、かつ、区域を指定して、拡声機の使用の停止を命ずることができる。

3 前2項の規定は、2以上の者が同時に近接した場所でそれぞれ拡声機を使用しており、かつ、これらの拡声機により生じている音が暴騒音となっている場合（これらの者が近接した場所で共同して拡声機を使用している場合を除く。次条第1項において同じ。）において、それぞれの拡声機の使用が第2条の規定に違反しているかどうか明らかでないときは、適用しない。

(複数の拡声機の使用に対する勧告等)

第5条 警察官は、2以上の者が同時に近接した場所でそれぞれ拡声機を使用しており、かつ、これらの拡声機により生じている音が暴騒音となっている場合において、それぞれの拡声機の使用が第2条の規定に違反しているかどうか明らかでないときは、これらの者に対し、当該暴騒音の発生の防止のために必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

2 警察官は、前項の規定による勧告を受けた者がその場所にとどまり、かつ、引き続き暴騒音が生じているときは、これらの者に対し、当該暴騒音の発生の防止のために、その場所から移動することを命ずることができる。

(立入り等)

第6条 警察官は、第4条第1項若しくは第2項又は前条の規定による権限を行使するために必要な限度において、拡声機が所在する場所に立ち入り、拡声

業、水道法（昭和32年法律第177号）第3条第2項に規定する水道事業又は電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第2条第4号に規定する電気通信事業に係る緊急の広報活動のためにする拡声機の使用

(4)～(9) 略

(停止命令)

第4条 警察官は、第2条の規定に違反して拡声機による暴騒音を生じさせている者があるときは、その者に対し、当該違反行為の停止を命ずることができる。

2 前項の規定は、2以上の者が同時に近接した場所で拡声機を使用することにより複合して暴騒音が生じたとき（これらの者が共同して拡声機を使用した場合を除く。次条において同じ。）については、適用しない。

(拡声機の同時使用に対する勧告)

第5条 警察官は、2以上の者が同時に近接した場所で拡声機を使用することにより複合して暴騒音が生じたときは、これらの者（第3条各号に掲げる拡声機の使用をする者を除く。）に対し、拡声機による暴騒音の発生を防止するために必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。

(立入り等)

第6条 警察官は、第4条第1項又は前条の規定による権限を行使するために必要な限度において、拡声機が所在する場所に立ち入り、拡声機その他必要な

<p>機その他必要な物件を調査し、又は関係者に質問することができる。</p> <p>2 及び 3 略</p> <p>(罰則)</p> <p>第9条 次の各号のいずれかに該当する者は、6月以下の懲役又は20万円以下の罰金に処する。</p> <p>(1) <u>第4条第1項の規定による警察官の命令に違反した者</u></p> <p>(2) <u>第4条第2項の規定による警察署長の命令に違反した者</u></p> <p>(3) <u>第5条第2項の規定による警察官の命令に違反した者</u></p> <p>2 略</p>	<p>物件を調査し、又は関係者に質問することができる。</p> <p>2 及び 3 略</p> <p>(罰則)</p> <p>第9条 <u>第4条第1項の規定による警察官の命令に違反した者は、6月以下の懲役又は20万円以下の罰金に処する。</u></p> <p>2 略</p>
---	--

## 附 則

この条例は、平成20年2月1日から施行する。